|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 章 | ３　踏切道における交通の安全 | 近畿運輸局  大　阪　府  大阪市・堺　市  西日本旅客鉄道㈱ |
| 節 | １　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等  立体横断施設の整備等の促進 |
| 〔方針・重点等〕  遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。  加えて、立体交差化までに時間のかかる「開かずの踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、鉄道事業者による保安設備の改良や、道路管理者による歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の整備等を進める。  さらに平成27年10月の高齢者等による踏切事故防止対策検討会の取りまとめを踏まえ、平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。  なお、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないよう事故防止効果の高い構造への改良を促進する。  また、立体交差、構造の改良に加え、当面の対策（カラー舗装等）や踏切・駅周辺対策等ソフト・ハード両面からできる対策を総動員する。  〔事業計画の概要〕     |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 対策内容 | 内　容 | 箇所数 | 事業費（千円） | | 抜本対策 | 連続・単独立体交差 | 9箇所 | 39,387,845 | | 速効対策 | 構造改良 | 4箇所 | 299,404 | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 章 | ３　踏切道における交通の安全 | 近畿運輸局  大阪府警察本部  西日本旅客鉄道㈱ |
| 節 | ２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 |
| 〔方針・重点等〕  踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。  踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。  さらに、自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。  高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を進める。  道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識の高輝度化等による視認性の向上を図る。  なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進する。  〔事業計画の概要〕   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事業内容 | 事業量（個所数） | 事業費（千円） | | 保安設備整備 | 93箇所 | 239,119 | | 踏切道の格上げ | 0箇所 | 0 | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 章 | ３　踏切道における交通の安全 | 近畿運輸局  大阪府警察本部  大　阪　府  大阪市・堺　市  西日本旅客鉄道㈱ |
| 節 | ３　踏切道の統廃合の促進 |
| 〔方針・重点等〕  踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第３、４種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。  ただし、構造の改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 章 | ３　踏切道における交通の安全 | 近畿運輸局  大阪府警察本部  大　阪　府  大阪市・堺　市  西日本旅客鉄道㈱ |
| 節 | ４　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を  図るための措置 |
| 〔方針・重点等〕  緊急に対策が必要な踏切道は、踏切道の諸元や対策状況等を記した「踏切安全通行カルテ」により、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。  また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告、踏切信号機の設置を進める。  自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーン（11月１日～10日）を関係機関の協力を得て実施し、ＰＲ用ポスターやラジオのスポット放送等による広報啓発及び踏切道における安全指導を行う。  また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。  このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないよう努めるものとする。  また、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。  平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても安全な避難及び緊急輸送等を行うため、緊急交通路上等の踏切道において、あらかじめ道路管理者及び鉄道事業者で策定した災害時管理方法に基づき、訓練等を定期的に実施する。 | | |